

新居浜市・別子山村合併協議会委員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）が、会議等に出席したとき、費用弁償として日額2,600円を支給する。ただし、規約第7条第1号、5号及び7号に定める委員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、会長の属する市村の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する費用弁償については、会長の属する市村の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。